

福島第一原子力発電所 1号機原子炉建屋上部における空气中放射性物質の核種分析結果

採取場所	1号機原子炉建屋 原子炉ウェル上部 南側		1号機原子炉建屋 原子炉ウェル上部 北西側		1号機原子炉建屋 原子炉ウェル上部 北側		1号機原子炉建屋 機器ハッチオペフロ階		告示濃度限度* (Bq/cm <sup>3</sup> )
試料採取日時刻	2020年2月3日 13:00 ~ 13:30		2020年2月3日 13:55 ~ 14:25		2020年2月3日 14:35 ~ 15:05		2020年2月3日 12:20 ~ 12:50		
検出核種 (半減期)	試料濃度 <sup>1</sup> (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 ( / )	試料濃度 <sup>1</sup> (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 ( / )	試料濃度 <sup>1</sup> (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 ( / )	試料濃度 <sup>2</sup> (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 ( / )	
I-131 (約8日)	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	1E-03
Cs-134 (約2年)	1.1E-07	0.00	2.0E-07	0.00	ND	-	ND	-	2E-03
Cs-137 (約30年)	2.6E-06	0.00	2.2E-06	0.00	1.6E-06	0.00	2.3E-07	0.00	3E-03

\* 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
 (別表第1第四欄：放射線業務従事者の呼吸する空气中の濃度限度)

1 試料濃度は、揮発性と粒子状の合計値。

2 試料濃度は、粒子状のみ。

・ E- とは、 $\cdot \times 10^{-}$  と同じ意味である。

二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。

本分析における放射能濃度の検出限界値を下回る場合は、「ND」と記載

検出限界値は次の通り。

揮発性のI-131が約1E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約1E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137が約9E-8Bq/cm<sup>3</sup>

粒子状のI-131が約2E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約1E-7Bq/cm<sup>3</sup>

ただし、検出限界値は検出器や試料性状により異なるため、この値以下でも検出される場合もある。

測定対象外の項目は「-」と記す。